

平 戸 市 監 査 公 表 第 1 2 9 号

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく監査執行の結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告（公表）します。

平成 30 年 5 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

第 1 監査の対象

田平支所地域振興課

第 2 監査の期間

平成 30 年 4 月 18 日～19 日

第 3 監査の概要

(1) 監査の種類

地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査

(2) 監査の対象とした事項

平成 28 年度及び平成 29 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行について

第 4 監査の方法

今回の監査は次の事項を主眼として、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長等の説明を受けるとともに、関係帳簿及び書類等を調査し監査を実施した。

(1) 収入に関すること

- ① 収入事務が適法・適正に行われているか。
- ② 収入事務にかかる諸帳簿が整備されているか。

- (2) 支出に関すること
 - ① 違法、不当な支出又は不要、不急な支出はないか。
 - ② 予算目的に反する支出はないか。
 - ③ 特別な支払方法（資金前渡、概算払等）は法令に定めるところにより適正に行われているか。
 - ④ 契約の方法及び内容は適正か。
- (3) 庶務関係事務
 - ① 公印の管理状況
 - ② 備品台帳等備付諸帳簿の整備状況
 - ③ 文書の処理、整理保存状況
- (4) 補助金関係
 - 補助金の交付申請、実績報告、精算手続きが適正に行われているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした平成28年度及び平成29年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業の執行については、一部改善・是正を要するもののほかは、おおむね適正に執行されていた。

なお、事務処理上軽易な問題点については、その都度善処を指示した。
指摘事項等は次のとおりである。

【指摘事項】

1. 契約事務について

予定価格が、契約規則第23条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合は、予定価格調書を作成することとなっているが、作成していない事例が見られたので、関係例規に基づき適正な事務執行に努められたい。

【意見】

1. 契約事務の取扱について

契約事務において、契約手続き及び契約書上の不備が見られた。契約の重要性を認識し、適正な事務執行に務められたい。

(1) 工事請負契約で契約規則第23条に定める額の範囲内の工事において、契約書の特例及び契約保証金の免除が認められているが、請書ではなく契約書（履行保証保険証を添付）を取り交している事例が散見されたので、同規則第33条第4号による契約保証金の免除に該当しないか検討されたい。

また、契約締結の数日後には工法の変更を行っている事例が見られたので、設計に当たっては、現場の十分な状況把握に努められたい。

(2) 業務委託の随意契約における見積書徴収から契約締結までの一連の事務において、処理の時期に矛盾が生じている事例が散見された。

また、業務委託の基礎となるべき仕様書に、業務遂行にかかる場所、時期、回数などの業務内容が明確にされていないものが散見されたので、改善に努めていただきたい。

2. 時差勤務制度の運用について

早朝勤務が必要となったため時差勤務の命令を行っていたものの、業務の都合上通常時間帯の勤務を行ったことから、時差勤務命令と時間外勤務命令が重複していた事例が見られたので、業務命令のあり方、処理方法については、検討すべきであると思われる。

第6 むすび

田平支所の所掌事務の中には、支所業務や宅地開発事業特別会計のほかに観光公園（中瀬草原）や平戸口中央家畜市場周辺の市有地の利活用、田平ターミナルビルの処分、一六海水浴場の維持管理、道の駅「ビートル館」やたびら昆虫自然園の活性化計画など多岐にわたっており、これら施設の所管課との連携が欠かせない状況にある。一方、所管する白馬海岸にあるトイレについて、破損して利用できない状態であり、今後の利用を見込み適切な管理処分を検討されたい。

分譲宅地「グリーンヒルズ」の販売状況について、販売促進報奨金の活用や民間住宅販売会社との連携により、平成29年度に6区画が販売され、残り23区画となっている。今後とも公園区画の有効活用などを含め販売促進に努めていただきたい。

田平支所庁舎については、2階フロアーに教育委員会、3階に平戸市振興公社、田平まちづくり協議会が事務所を開設しており、その他の部屋も会議室として使われるなど全体的に活用がなされている。一方、庁舎管理については、空調機の不良や屋上の防水シートの老朽化、鳥の糞害により不衛生な状態となっている。

また、隣接するたびら活性化施設の利用状況としては、開館日に対する利用日の割合が平成28年度に53.3%、平成29年度に62.1%であり、年間利用者数も平成28年度に20,127人、平成29年度は26,280人へと増加している。

田平支所の主要な事務である証明書発行などの窓口業務量（出納業務を除く。）割合は、平成28年度で平戸市全体の12.3%となっており、1日当たりの件数では113件で平成27年度の98件より増加（本庁、各支所・出張所も同傾向）しており、地域住民の身近な行政窓口としての役割を担っているといえる。

今後とも、効率的な施設改修や補修を行い施設の長寿命化を図り、地区の行政サービス拠点施設としての機能を維持するとともに複合施設としての役割を担えるよう希望するものである。

<参考>指摘事項等の定義

区分	指摘事項	指導事項	意見
根拠	地方自治法第199条第9項		地方自治法第199条第10項
定義	法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求めること	法令等に違反する事項や不当な事項のうち、取扱基準に照らして指摘事項に該当しない軽微なものであること	監査結果（指摘等）に添えて、組織及び運営の合理化に資するために付す見解のこと
措置済みの水準	是正された状態になったこと	是正された状態になったこと	—

【参照条文】地方自治法

第199条第9項 監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

第199条第10項 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。